



# あいお

No. 130

### 人口と世帯数

(9月1日現在)

人口	9,439人
男	4,476人
女	4,963人
世帯数	2,423世帯



(とじこんで保存しましょう)

## 今月の主な記事

凶器追放運動	2
納税コーナー	3
10月の保健衛生事業	4
環境衛生清掃月間	5
郷土小史	6
お知らせコーナー	7
おかあさんのページ	8

## 体力づくり

10月は体育の日を中心に体力テストや各種のスポーツ大会などの行事がくりひろげられます。まさにスポーツの秋というところですが、体育の日は10月10日限りのものではなく、ましてスポーツ・エリートだけではない。世の春を謳歌していればよいというものでもありません。むしろ95%近いそれ以外の多くの人が、健康危機を乗り越え、生きがいを持ち、たくましくストレス時代を生き抜く身体をつくるため、積極的に運動不足解消の場を毎日の生活のなかに設けるようにとの警鐘であり、いつも四六時中鳴らし続けられねばならないものです。体力の衰えは身体の異常のように自覚症状を伴うものとは異なり、一面、体力の衰えを感じたときのショック、わびしさは誰にもいえぬ孤独感にさいなまれるものです。そこでよくよしまるす。富士の山も一歩からで

第5回体力づくり町民球技大会—10月6日(雨天の場合10月13日)

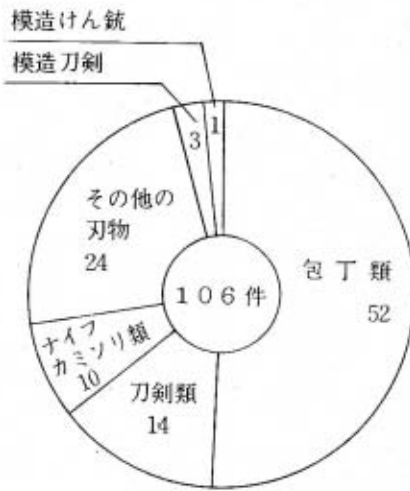
# 銃・刃物・火薬・毒劇物を 正しく安全に 保管しましょう

## ―凶器追放運動―

本年7月3日、光市において、猟銃による警察官殺害など、凶器を使用した事件が相次いで発生しています。警察では、このような人命を軽視した凶悪犯罪をなくすため、凶器の取締りを強力にすすめています。

全国的にも、刃物を使用したハイジャック事件や、密輸けん銃による会社重役射殺未遂事件、火薬類を使用したコインロッカー爆破事件、鉄パイプなどを使用した極左暴力集団の内ゲバ殺人事件、凶器を準備した

〔昭和48年中の  
山口県凶器使用犯罪の状況〕



た凶器類は、次のグラフのとおりですが、どこの家庭にもある包丁が半数近くを占めています。また、このほか本来は凶器ではなく、社会に必要なた毒物・劇物・火薬・危険物、それに鉄棒や木材などを犯罪に悪用した事例も二〇〇件近く起っています。

家庭や職場では、次のことに注意して、銃・刃物・火薬・毒劇物などが悪用されないようにつとめましょう。

◎銃・空気銃について  
銃は許可を受けた人以外は、取扱いも持歩きもできません。銃所持者はきめられた安全な保管方法を守り、盗難にかかったり子供が触れたりしないように、いつも気をつけましょう。

◎銃所持者が病気で入院したり、そのほかの理由で十分な保管ができないときは、早く警察に相談しましょう。

◎刃物類について  
また、狩猟に出かけて駐車中の自動車の中に放置したり、手入れ中などに銃をそのままにして座を立ち、不用意に放置することのないようにしましょう。

◎銃の保管は責任持って  
銃の保管は責任持って

◎刃物類は登録しなければ  
刃物類は登録しなければ持つことができません。新たに発見したものは、すぐ警察に届けましょう。銃と同様に盗まれたり他人が勝手に持ち出さないよう、保管には十分気をつけましょう。

◎ドロボーが侵入して、台所の危丁が目についたばっかりに強盗に早変わりした。酔ってさ細なことでも口論となり、側にあった

◎包丁やナイフは日常必需品なのですが、使用しないときに、安全な場所に納めておきましょう。また子供には工作でどうしても必要な時以外はナイフや小刀を持たせないようにしましょう。

◎火薬類について  
花火や紙火薬などをほぐしてビンにつめたり、たぐさんの花火を一度に使ったりするのには危険です。このような遊びをする子供を見かけたときは、大人の誰れもが注意してやめさせましょう。

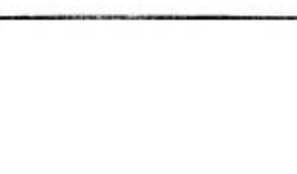
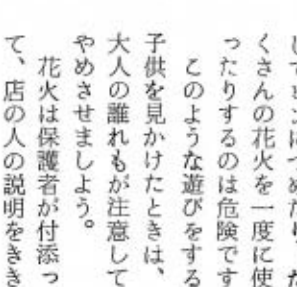
◎毒物・劇物・危険物について  
毒物・劇物など危険な薬品や農薬・殺虫剤などは錠のかかる安全な場所に保管しておきましょう。ガソリンやシンナーなど火気に危険な物を屋外に放置したり、子供の手が届くところに置かないようにしましょう。

◎危険な薬品類が放置してあるのを発見したときは手を触れないで早く警察へ連絡しましょう。

◎毒物・劇物・危険物について  
毒物・劇物など危険な薬品や農薬・殺虫剤などは錠のかかる安全な場所に保管しておきましょう。ガソリンやシンナーなど火気に危険な物を屋外に放置したり、子供の手が届くところに置かないようにしましょう。

◎毒物・劇物・危険物について  
毒物・劇物など危険な薬品や農薬・殺虫剤などは錠のかかる安全な場所に保管しておきましょう。ガソリンやシンナーなど火気に危険な物を屋外に放置したり、子供の手が届くところに置かないようにしましょう。

◎毒物・劇物・危険物について  
毒物・劇物など危険な薬品や農薬・殺虫剤などは錠のかかる安全な場所に保管しておきましょう。ガソリンやシンナーなど火気に危険な物を屋外に放置したり、子供の手が届くところに置かないようにしましょう。



# 軽自動車の検査は 指定期限内に



## 納税 コーナー

昭和49年10月以後検査を受けることになる車とその  
期限は次のとおりです

届出年月日	検査期限
昭和46年4月1日から昭和46年6月30日迄	昭和49年10月
46年7月1日 46年9月30日	49年11月
46年10月1日 46年11月30日	49年12月
46年12月1日 47年2月29日	50年1月
47年3月1日 47年4月30日	50年2月
47年5月1日 47年7月31日	50年3月
47年8月1日 47年10月31日	50年4月
47年11月1日 48年1月31日	50年5月
48年2月1日 48年4月30日	50年6月
48年5月1日 48年6月30日	50年7月
48年7月1日 48年8月31日	50年8月
48年9月1日 48年9月30日	50年9月

軽自動車(三輪・四輪)は届出年月日により、昭和48年10月1日〜昭和50年9月30日までに車検を受けることになっていますが、指定期限が切れた車は使用できなくなり、忘れずに検査を受けましょう。

届出年月日による検査期限は表のとおりです。

なお、軽自動車の検査についてくわしいことは、軽自動車検査協会・山口事務所(電話山口④0542)へ。

テレビで「くらしと税金」を放映します

— 国税庁 —

◆放映時間 10月5日から50年3月29日までの毎週土曜日。

◆放送局と放送時間 11時15分まで県下。

◆番組の内容 私たちのいろいろな面にかかわっている税金の話題を26のテーマにまとめ、税の知識や申告期限などをお知らせするものです。

◆番組提供は、国税庁です

## みんなでやろう

### セイタカアワダチソウ撲滅

セイタカアワダチソウの形態



最近、堤防や荒地、道ばたから庭さきまで、黄色い花をつけた「セイタカアワダチソウ」(通称キリンソウ)が繁殖してきました。

この花は、戦後、占領軍物資にまぎれこんだ種によってわが国に侵入した帰化雑草です。この雑草は、タンポポやヒメジヨウ等と同じように、咲き終ると黄色い花びらはしぼみ、薄汚れた黄色となり、タンポポの種のような冠毛をつけた種が、風によって方々の空地

等に落ちて翌春そこに侵入の拠点をつくります。

この花を駆除するには、タネができる前に刈り倒せば一応の効果はありますが、刈株は、翌春になると茎葉の成長をはじめますから、できれば、掘り起して枯らし、焼き捨てるのが一番です。

セイタカアワダチソウの撲滅運動は今年で3年目を迎えますが、個人はもちろんのこと、町民運動で環境の美化につとめたいものです。

- 駆除の時期は年に次の3回です。
- 生育初期 5月上旬〜6月上旬
- 梅雨明け 7月中旬〜下旬
- 開花前 10月上旬〜中旬

### ダイヤルは正確に!!

火事だ、急病人がたなど、役場を呼ぶ場合は119番ですが、間違えて110番(県警)へかけられる人が多く、場所や状況などくわしいことがわからず、迅速な手配がとれません。あわてず、落付いて正しくダイヤルしましょう。

火事 119番

救急車

事件 110番

警察

警事

# 十月保健衛生事業



健康とは、肉体的、精神的ならびに社会的に完全に良好な状態であつて、単に疾病や虚弱をさしていうだけではない（世界保健憲章より）

## 公害セミナー

- ▽ 日常生活のなかで、テレビや新聞紙上でよくみかける公害について
- ▽ 化学的な専門用語を毎月「公害セミナー」に掲載していきます。
- ▽ このたびは、「メルカブタン」と「農用地の土壤汚染法」について考えてみましょう。

### ▼メルカブタン

悪臭があり、メルカブタンは大気汚染防止法でいう特定物質の一つで、メルカブタンは悪臭防止法で悪臭物質として定められております。

※メルカブタンは腐ったタマネギの臭・エチルメルカブタンは腐ったキャベツの臭

チオアルコール及チオフェノールの両者を含めて、メルカブタン又はチオールといえます。アルコール及びフェノールのイオウ類似体です。性質として低級メルカブタンは悪臭が強くアルコールとの類似反応としては、チオエステル、チオエーテルの生成があり、一般に揮発性の無色の液体で、水に溶けにくい、有機溶媒にはとけます。

ニラ、ニンニクのような



予防接種名	月日曜日	時間	場所	対象
狂犬病予防注射	10月21日 水	9:30 ~ 15:00	大海分館 町役場	一般畜犬所有者
秋穂乳幼児相談	4日 金	13:30 ~ 16:00	中央公民館	乳幼児とその母親
大海乳幼児相談	8日 火	13:30 ~ 16:00	大海分館	乳幼児とその母親
インフルエンザ予防接種	22日 火	13:30 ~ 14:30	中央公民館	一般
三種混合予防接種	24日 木	13:30 ~ 14:30	中央公民館	生後3ヶ月から6ヶ月の乳児
ジフテリア3期予防接種	28日 月	13:30 ~ 14:30	大海分館	小学校入学前6ヶ月以内の人

※右のとおり実施いたしますので個人あてには通知いたしません。

### ▼農用地の土壤汚染防止法

「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」の略です。この法律は、農用地の力るため、かんがい、排水施設ドミウム及びその化合物による汚染の防止をしたり除去することをし、人の健康を阻害する農産物を生産したり、農作物等の生育が阻害されることを防止することにより、国民の健康や生活環境を保護、保全することを目的とし、昭和45年12月25日に公布されました法律の要点は(1)知事は健康に有害な農畜産物が生産され、農作物の生育が阻害される地域を農用地土壤汚染対策地域として指定する

次回は「カシンベック病」と「ペントス」について掲載いたします。

### ゴミを出す場所が一部かわります

日常生活から排出されるゴミの収集場所と時間が、区の都合によって一部かわりましたので、次のとおりお知らせいたします。

昭和49年度一般廃棄物の処理計画の一部変更について

秋穂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第2条及び第3条第1項の規定に基づき作成された、昭和49年度一般廃棄物の処理計画を同規則同条第2項の規定及び秋穂町告示条例第3条但し書きの規定により一部変更を次のとおり公示する。

昭和49年10月1日 秋穂町長 末貞 巖

◎収集日 略(従来通り)  
◎搬出場所及収集予定時間(一部変更)

部 落 名	搬出場所	収集予定時間	不燃物搬出場所
黒湯北	○公民館横	10時00分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	丸尾集積所 高岸集積所
東天田	○公民館横	10時45分頃	同 上
浜内	○公民館横	10時45分頃	同 上
先青江	○公民館横	10時45分頃	同 上
東本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
宮ノ目	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上
上本町	○公民館横	11時20分頃	同 上
東天田	○公民館横	11時20分頃	同 上

# 清 掃 で

# 美 しい 町 づ くり を !!

## 環境衛生清掃月間 9月24日 ~ 11月24日

めざましい経済の成長と、私たちの生活水準の向上から排水される産業廃棄物や家庭のごみなど一般廃棄物の量は大変に増加し、質的にも多様化の傾向にあります。

私たちがこころよい生活をするために、また社会の変化にともなう廃棄物の排出実態に対処するために日常家庭、部落内から出される廃棄物が生活する環境をよごさないように大掃除をするともに空地や荒地に著しく繁殖しているセイタカアワダチソウ（公害草）のぼく滅や衛生害虫防除の徹底をはかるため9月24日から11月24日までの2カ月間を「環境衛生清掃月間」として定め、美しい町づくりに積極的にみんなどとりくんでいただくよう町および環境衛生連合会で提唱しております。

おたがいに美しい町づくりの輪をひろげようではありませんか。

●実施内容  
1、区内の河川、山林地、住居周辺の清掃、ゴミ焼却およびゴミを運搬処理しましょう。

2、セイタカアワダチソウの茎の刈倒しや地下茎の掘起し、乾燥焼却、およびゴミを運搬処理しまし

3、下水溝及び衛生害虫の発生源となるべき施設、場所を徹底的に駆除しましょう。

4、ねずみ、衛生害虫を防除しましょう。  
※ みんなで自主的な奉仕作業を主としておりますので、共同作業をするときは事故がないように安全には十分心掛けましょう。

### 「ゴミ」のもちだしに御協力を

#### 「アイディアを生かした海岸通・加茂区」

ゴミの量は年々ふえておりますが、かぎられた人員でまた現在のゴミ処理機構で能率的に収集業務をおこなわなければなりません。各家庭からのごみのもちだしについて、次のことをよう。

1、ゴミの量は年々ふえておりますが、かぎられた人員でまた現在のゴミ処理機構で能率的に収集業務をおこなわなければなりません。各家庭からのごみのもちだしについて、次のことをよう。

2、下水溝及び衛生害虫の発生源となるべき施設、場所を徹底的に駆除しましょう。

3、ねずみ、衛生害虫を防除しましょう。

4、みんなが自主的な奉仕作業を主としておりますので、共同作業をするときは事故がないように安全には十分心掛けましょう。

5、下水溝及び衛生害虫の発生源となるべき施設、場所を徹底的に駆除しましょう。

6、ねずみ、衛生害虫を防除しましょう。

7、みんなが自主的な奉仕作業を主としておりますので、共同作業をするときは事故がないように安全には十分心掛けましょう。

8、下水溝及び衛生害虫の発生源となるべき施設、場所を徹底的に駆除しましょう。

9、ねずみ、衛生害虫を防除しましょう。

10、みんなが自主的な奉仕作業を主としておりますので、共同作業をするときは事故がないように安全には十分心掛けましょう。

11、下水溝及び衛生害虫の発生源となるべき施設、場所を徹底的に駆除しましょう。

12、ねずみ、衛生害虫を防除しましょう。

13、みんなが自主的な奉仕作業を主としておりますので、共同作業をするときは事故がないように安全には十分心掛けましょう。

14、下水溝及び衛生害虫の発生源となるべき施設、場所を徹底的に駆除しましょう。

15、ねずみ、衛生害虫を防除しましょう。

16、みんなが自主的な奉仕作業を主としておりますので、共同作業をするときは事故がないように安全には十分心掛けましょう。

17、下水溝及び衛生害虫の発生源となるべき施設、場所を徹底的に駆除しましょう。

18、ねずみ、衛生害虫を防除しましょう。

19、みんなが自主的な奉仕作業を主としておりますので、共同作業をするときは事故がないように安全には十分心掛けましょう。

20、下水溝及び衛生害虫の発生源となるべき施設、場所を徹底的に駆除しましょう。



写真は清掃作業をされる赤崎区のみなさん



写真は海岸通、加茂木町区のゴミが搬出されているところです。

心掛けてゴミ収集に協力方をお願いいたします。

(1) ゴミの収集日と収集場所

(2) ゴみを紙袋等にいれて出された場合には袋ごと収集します。

(3) ゴミをポリ容器にいれて出される場合は、フタを

(4) 腐敗しやすいものや水分を多量に含んでいるものは出来るだけ水分をとり除き、あつみのあるビニール袋にいれるか新聞紙等により包んでから容器または紙袋などに入れてください。

(5) 水分をきらないまま容器に入れられないようにしまし

(6) いろいろな協力していただく

(7) 海岸通、加茂、本町区はゴミの持ちだしに工夫がしてあり、特に海岸通、加茂区では、環境衛生役員と婦人会で話

(8) 完全にしめて転んでもフタがはずれないようにしていただき

(9) 大きなポリ容器の場合には、中のゴミだけ収集しますので、収集したのち各自容器をおもち帰り下さい。

(10) 腐敗しやすいものや水分を多量に含んでいるものは出来るだけ水分をとり除き、あつみのあるビニール袋にいれるか新聞紙等により包んでから容器または紙袋などに入れてください。

(11) 水分をきらないまま容器に入れられないようにしまし

(12) いろいろな協力していただく

(13) 海岸通、加茂、本町区はゴミの持ちだしに工夫がしてあり、特に海岸通、加茂区では、環境衛生役員と婦人会で話

(14) 完全にしめて転んでもフタがはずれないようにしていただき

(15) 大きなポリ容器の場合には、中のゴミだけ収集しますので、収集したのち各自容器をおもち帰り下さい。

(16) 腐敗しやすいものや水分を多量に含んでいるものは出来るだけ水分をとり除き、あつみのあるビニール袋にいれるか新聞紙等により包んでから容器または紙袋などに入れてください。

(17) 水分をきらないまま容器に入れられないようにしまし

(18) いろいろな協力していただく

(19) 海岸通、加茂、本町区はゴミの持ちだしに工夫がしてあり、特に海岸通、加茂区では、環境衛生役員と婦人会で話

(20) 完全にしめて転んでもフタがはずれないようにしていただき

昭和49年度

ごみ処理手数料

納期限 10月31日 (上半期)

しあいのうえ、水分があつたり、腐敗しやすいものやビニール袋の中に灰を少し入れて水分などが袋からでないようにし、また各家庭で出したものに責任をもつ意味で袋に名前を明記して収集日にだしておられます。海岸通、加茂区はアイディアをかきた環境衛生、ゴミ収集への取りくみを紹介し、みなさん方への参考にしていただければ幸いです。

# 郷土小史

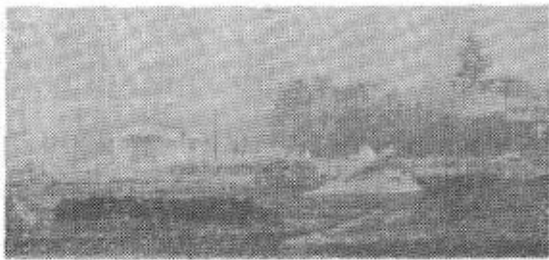
(13)

## 天田村と福楽寺

平安時代に各地で庄園が広まったが、秋穂(大海側は別)と二島を併せて「二島秋穂庄」とか「秋穂二島庄」といい、天福元(一二三三)年の善城寺文書では単に「秋穂庄」と云っている。この秋穂庄はのちに、秋穂側を本郷といひ、二島村と別れた村となるが、庄司の本拠はいつの頃も二島側にあったと云われる。

本郷側は昔は人家も少く、耕地も山麓に僅かばかり、しかも九合が島で残り一合が田であった頃から、比較的多くの人家があつて古い村を形造つていたのが天田村であつた。

天田の地名については、天保の風土記に「正税所」(惣在所) 祿宣、祝部(大里) 神田(幸田) などの所分けて、余つた田を余田(天田)といつたのであると云ひ、これより前の享保一(一七二七)年の地下上申では、昔から高い所でいつも干魃に見舞われる天水田であつたから天田村と云ひ伝えていゝといひ、更にその時の庄屋岡田新兵衛の報告によると、天田村には八五軒、四四四人とあつて、畔頭四郎兵衛と源四郎の二人の名がみえ、その組分は四郎兵衛組五二軒、源四郎組三三軒となつてゐる。これが今日の東天田と西天田のもとではあるまいか。



写真は元亀尾小学校跡附近

尚当時の秋穂大海両村を併せた戸数は五三〇戸、二五七八名で天田村の戸数はその一六%、人別で一七%に当り他地域に比較し人家の多い部落であつた。

明治になつて小学校ができた時も、この天田に亀尾小学校が明治七年東組に開かれ、同一九年に西組に新築されてゐる。

天田村は江戸時代には福楽寺のほか、今は廃寺となつてゐる海蔵庵、延明寺があり無梁堂、虚空蔵堂、地藏堂(西天田と長尾に) 釈迦堂の五堂庵があつて、小社では疫神社、荒神社、貴船社、戎社、天満社、明神社、山王社、権現社、大歳社、妙見社、蝗宮の一社

の記録があり、他の部落に比して圧倒的に多い。福楽寺は天平一八(七四六)年、行基菩薩の創建、本尊薬師如来(八尺座像) 臨侍日光、月光菩薩と本尊守護神十二神将も行基作と伝えるが、これを証する記録はなく、寺号もはじめから福楽寺といつたかどうか明らかでない。

わかっているのは室町時代に八幡宮がまだ二島にあつた頃の文明一八(一四八六)年に再建の棟札の記録等で、その時には現在と同じく「医王山福楽寺」といふてゐた。この寺は仁和寺系の真言宗である。

その頃は慶順法印という中興につぐ二世行順法印の代のこと、今から約五〇〇年前のことである。同寺境内に今もある六米ほどの

蘇鉄の老木株はその頃に植えられたものと推察される。この地に再建される前は大海畔北側にあつた。それから約二〇〇年後、元録の頃に黒濁開作、名田島開作等多くの開作が築立された頃に、快音法印といふ住職があつて、この寺を再興して中興となり、この代から一三世に当るのが現住職原田亮雅師である。

快音法印については次のようになつてゐる。元録三(一六九〇)年七月名田島元録開作(百間土手以北の東開作、西開作)が築立された際に、当時の小郡代官小沢七右エ門の命をうけ、快音法印は正八幡宮に参籠して三ヶ年汐止めの祈禱をし、名田島の六社明神、皇后岩、幡瀬に「お経納め」をして勤仕、元録四年九月十五日に祭典を報行快音法印が宮司役をつとめた。よつて新開作より毎年六石(玄米一五俵)のお布施を明治のはじめまで届けていたという。新開作のうち、氏子として正八幡宮を崇敬した人が多かつたのはこの因縁によるといふ。

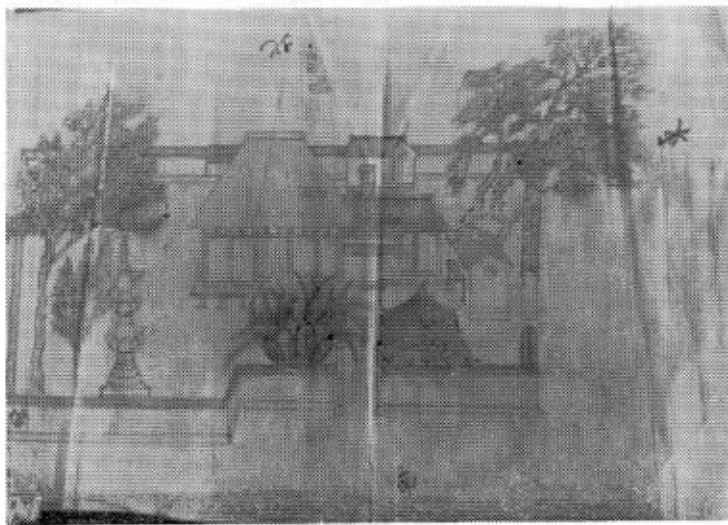
また惣在所開作が元録四年に蹴初めをしてから普請中日々初禱を行い、汐留、お経納めの儀式を行った。そうした開作築立の功があつて、黒濁開作高浜附近に福楽寺寺田を開作したらしい。明治の頃には二丁九畝七歩の寺田があつた。

次に元文五(一七四〇)年に正八幡宮が再建されたときの遷宮導師をつとめたのが福楽寺三世慈光法印であつた。

福楽寺の過去帳に明治維新に活躍した大村益次郎の面影の名がみえ、位牌もかつてこの寺にあつた。大村益次郎は西天田にある牛誕

記念碑のあるところが父の実家藤村家の屋敷地であつて、大正八年に五〇回忌を記念して建てられたものであり、益次郎がこの地で生れ育つたことは天田の古老たちが聞き伝えてゐるが、このことは別の機会に譲る。この附近に怪力男「かま十左」が住んで居りその伝記は「秋穂の寺々」にあり天田大歳祭の神事、荒神の岩清水のことは「秋穂の神詞」にのせてある。

(社会教育指導員 田中 讓記)



写真は明治中頃の福楽寺

インフルエンザ子防接種申込受付  
申し込み期日 10月1日～10月15日  
対象 満3才以上

料金

- ▼小学校入学前までの人100円
- ▼小中学校在学中及び55才以上のもの200円
- ▼15才以上54才までの人300円

予防接種実施期日及場所

- 10月22日中央公民館
- 10月23日大海分館

※受付時間はいずれも13時30分より14時30分まで

松くい虫の被害は届けましょう

9月から10月にかけて、生育のよかった松が急に赤く枯れていくのがよく見受けられますが、これは松くい虫による被害と考えられます。これは松くい虫による被害と考えられます。これは松くい虫による被害と考えられます。

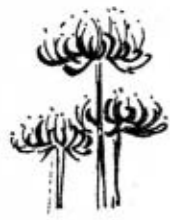
### お知らせコーナー



い虫による被害と考えられます。これは松くい虫による被害と考えられます。これは松くい虫による被害と考えられます。

### 海上保安〔大学校〕学生募集

受験資格―昭和26年4月2日試験日―(第1次)  
日(大学校は昭和29年4月2日)以降生まれの男子で  
▼高等学校を卒業した者又記の返信用封筒を同封し、  
は昭和50年3月までに卒業  
見込みの者  
徳山海上保安部(徳山市那智町3番1号)へ



▼高等専門学校の第3学年を修了した者又は昭和50年3月までに修了見込みの者  
▼大学入学資格検定に合格した者  
受付期間―10月15日(火)～11月7日(木)まで

旧軍人軍属及び遺族の援護相談が開かれます  
次の日程で相談が行われますので、お気軽においで下さい。

日時 10月21日(月)  
場所 防府市役所1号・2号会議室  
日時 10月28日(月)  
場所 徳山市民館1階大会議室

相談内容

戦傷病者の皆さんへ

旧軍人軍属又は準軍属(被徴用者、動員学徒)で公務又は在職中の職務に関連して受傷り病してその障害が残っている方には次のような制度があります。

### 門司海員学校生徒募集

高等科・本科・司ちゆう科

受験資格―昭和50年4月1日現在で15歳～18歳まで  
▼中学校卒業以上の者(昭和50年3月までに卒業見込みの者を含む)  
願書受付期間―昭和49年12月2日(月)～昭和50年2月1日(土)まで  
試験日―昭和50年2月9日。くわしいことは、国立門司海員学校教務課(北九州市門司区白野江下80)電話093(341)8131へ

### 過去の未納保険料が納められます

国民年金の保険料は、納めずに二年を過ぎると時効により納められなくなりますが、昨年の国民年金法の改正で、いまから昭和50年12月までに限り、納められなくなった過去の未納保険料を納めることができるようになりました。

これは、時効になった過去の未納保険料を納めなければ、老令年金を受けるために必要な資格期間が不足して、老令年金が受けられない人のためにとられた特別の措置です。保険料は月額9百円です。過去に時効になっている保険料(期間)のある人は、この機会にきちんと納めてください。

尚、昭和50年12月までに65才になる人は、それまでに納めなければなりません。

- 1 傷病恩給や障害年金の支給
- 2 戦傷病者手帳の交付国鉄無賃乗車(船)券引換券の交付療養の給付等
- 3 戦傷病者の妻に対する特別給付金の支給
- 4 戦没者遺族の皆さんへ

旧軍人軍属又は準軍属(被徴用者動員学徒等)で日華事変以後在隊中又は業務中の傷病が原因で死亡された方(家に帰って死亡した者も含む)の遺族には次のような制度があります。

- 1 公務扶助料、遺族年金、遺族給与金、遺族一時金、特別弔慰金の支給
- 2 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給
- 3 戦没者の父母等に対する特別給付金の支給
- 4 大東亜戦争戦没者には勲記勲章等が贈られます。

旧軍人の皆さんへ

1 一時恩給一時扶助料について

旧軍人で引続く実在職中三年以上七年末満の下士官以上の者でかつ下士官以上としての在職年が六ヶ月以上の者又はその遺族(兵、軍属及び普通恩給(扶助料)又は戦前の一時的恩給(扶助料)既裁定者は該当しません)

2 普通恩給、普通扶助料について

(旧軍人等で戦地や外地で勤務した者)

(内地で戦争事変に直接関係ある指定部隊に勤務した者)

(航空機や戦車に搭乗した者、潜水艦や遠洋航海に勤務した者等)

(右記年数に各種加算を加えて恩給年限に達すれば恩給や扶助料が受けられます。加算は有利な一種のみ) 3 加算年の恩給年額への算入について

(イ) 恩給証書の記号り、又はかいつの受給者で、加算年のある満70才以上の者

(ロ) 恩給証書の記号り、りは、りに、りへ、かろ、かは、かへの受給者で加算年のある傷病者及び妻子

(右記の該当者には昭和四十八年十月一日から実在職年に加算年を加えた年額「最高四十年額」に恩給額が改定されますが請求がないと改定されません)

4 旧軍人、軍属で昭和十五年五月～昭和二十一年四月までの間に定例叙勲及び昭和十九年一月～昭和二十二年五月までの間に定期叙位の発令がありました但未受領の方には贈られます。

